平成２６年（フ）第１３４１号
名古屋市東区葵１丁目23番19号　クレセント葵602号
破産者　瀬口かおり
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１７０７号
名古屋市中川区打中１丁目16番地の２　ラビデンス高畑西601号
破産者　加藤裕司こと　朴　　盛萬
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２３８号
大阪府岸和田市宮本町13―11―402、住民票上の住所大阪府岸和田市中北町５番６号、住民票上の前住所大阪府岸和田市中北町６番９号
破産者　阿児建設こと　阿児　寿**徳**
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第３２７号
神戸市北区筑紫が丘９丁目12番地の14、従前の住所東京都墨田区立花３丁目２番６―203号
破産者　ディーシステムこと佐藤正彰こと　佐**藤**　正彰
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７８９号
広島市安佐南区緑井２丁目８番５―503号
破産者　武田　正崇
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３号
大分県豊後大野市三重町市場987番地７　スカイハイツ101号
破産者　首藤　弘幸
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所竹田支部

平成２６年（フ）第８５号
沖縄県中頭郡読谷村字伊良皆263番地　宮城アパートＭ―10号室
破産者　プチチョイスこと　花城みどり
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第２５号
沖縄県国頭郡宜野座村字松田2594番地の９
破産者　嘉手納めぐみ
1　決定年月日　平成27年２月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所名護支部

平成２６年（フ）第２４７号
北海道北斗市中央３丁目１番11号
破産者　福士　　稔
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所

平成２６年（フ）第３２４号
開始決定時の住所北海道旭川市旭岡６丁目７番地の27
破産者　風晴　幹央
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８４号
岩手県紫波郡紫波町東長岡字米一田28番地５
破産者　千葉　昭雄
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第２９３号
盛岡市向中野４丁目31番45―606号
破産者　泉　　雅基
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２６年（フ）第１３３号
茨城県水戸市元吉田町1509番地の60
破産者　小早川元治
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２６年（フ）第３５７号
神奈川県座間市相模が丘１丁目30番11―603号　コスモタウン相模が丘
破産者　松本　光政
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第３５８号
神奈川県座間市相模が丘１丁目30番11―603号　コスモタウン相模が丘
破産者　松本　民子
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２６年（フ）第４１４号
新潟市中央区和合町１丁目９番17―210号
破産者　山田　亜紀
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第７５号
岐阜県不破郡垂井町綾戸773番地の４
破産者　上野建築こと　上野　肇靖
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２６年（フ）第５７１号
静岡市清水区岡町８番15号、旧住所静岡市清水区長崎350番地の６
破産者　脇田　　久
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９８号
静岡県三島市幸原町２丁目21番31号
破産者　眞野　貴史
1　決定年月日　平成27年２月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係